第百三十九条の五中「（当該事業年度の中間申告書で法第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その中間申告書）」を削る。

第百三十九条の十中「、同法第四十二条の五第五項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額）」を削り、「第四十二条の五の二第五項（」を「第四十二条の五第五項（」に改め、「、同法第四十二条の七第七項（連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額）」を削り、「同法第四十二条の五の二第五項、同法」及び「同法第四十二条の七第七項、同法」を「同法」に改め、「、同法第四十二条の五第二項若しくは第三項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、「第四十二条の五の二第二項」を「第四十二条の五第二項」に改め、「、同法第四十二条の七第二項、第三項若しくは第五項（事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」を削る。

第百四十二条第一項中「（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額）、同法第四十二条の五の二第五項」及び「、同法第四十二条の七第七項（連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額）」を削り、同条第二項中「以下この条及び次条」を「次項」に改め、同条第三項中「の三分の二に相当する金額」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該金額が当該事業年度の所得金額の百分の九十に相当する金額を超える場合には、当該百分の九十に相当する金額とする。

第百四十二条第三項各号を削り、同条第四項第三号中「第百四十二条の三第三項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）」を「次条第三項」に、「第百四十二条の三第三項に」を「次条第三項に」に改め、同条第五項第一号中「第百四十二条の三第三項」を「次条第三項」に改め、同条第八項中「第三項から第五項まで」を「第四項及び第五項」に改める。

第百四十二条の二を削る。

第百四十二条の三第一項中「百分の五十」を「百分の三十五」に改め、同条第四項中「第四号から第十四号まで」を「第四号から第十三号まで」に改め、同条を第百四十二条の二とする。

第百四十四条第二項中「控除対象外国法人税の額」の下に「（法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この款において同じ。）」を加え、同条第三項中「個別控除対象外国法人税の額」の下に「（法第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この款において同じ。）」を加える。

第百四十六条第六項第一号イ中「（第百四十二条の二（控除限度額の計算の特例）の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して計算した金額）」を削る。

第二編第一章第三節の節名を次のように改める。

第三節　申告及び還付

第二編第一章第三節中第百五十一条の前に次の一条を加える。

（仮決算をした場合の中間申告）

第百五十条の二　法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第一節第一款から第三款まで（各事業年度の益金の額又は損金の額の計算等）（第二十三条第一項（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法）、第百十二条第一項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）、第百十六条の二第一項（被合併法人等の未処理災害損失欠損金額の引継ぎ）、第百二十八条第一項（適格組織再編成が行われた場合における延払基準の適用）及び第百三十一条第二項（適格合併等が行われた場合における工事進行基準の適用）を除く。）及び第四款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、「損金経理に」とあるのは「決算において費用又は損失として経理することに」と、「損金経理を」とあるのは「決算において費用又は損失として経理を」と、「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、第六十条（通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例）中「法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書」とあるのは「中間申告書」と、第百三十一条の二第三項（リース取引の範囲）中「賃借料として損金経理」とあるのは「賃借料として決算において費用若しくは損失として経理」と、「償却費として損金経理」とあるのは「償却費として決算において費用又は損失として経理」と、第百三十三条の二第一項（一括償却資産の損金算入）中「当該事業年度の月数」とあるのは「当該事業年度の月数（一括償却資産を事業の用に供した日の属する法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間にあつては、当該期間を一事業年度とみなさない場合の当該事業年度の月数）」とする。

第百五十二条を削り、第百五十一条の二を第百五十二条とする。

第百五十四条第二項中「掲げる還付金」を「定める還付金」に改め、同項第一号中「第百五十一条の二第一号」を「第百五十二条第一号」に改める。

第百五十五条の二第一項を削り、同条第二項中「第八十一条の三第一項の」を「第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の」に、「第五十九条第二項に係る」を「第五十九条第二項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）に係る」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第百五十五条の六第一項第一号中「若しくは中間申告書」及び「又は連結中間申告書」を削り、同号イ中「、第六十条の二第二項（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）」を削り、同号ロ中「第百三十三条の二第十三項及び第十四項」を「第百三十三条の二第十二項及び第十三項」に改める。

第百五十五条の八第一項第一号中「（法第八十一条の二十第一項第一号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算。以下この項において同じ。）」を削り、同号イ中「（法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。）」を削る。

第百五十五条の十三第一項中「二分の一」を「四分の一」に改め、「第二号に掲げる金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第百五十五条の十三の二第一項第一号中「千分の二・五」を「千分の三・七五」に改め、同項第二号中「百分の五」を「百分の六・二五」に改める。

第百五十五条の十四第一項中「（当該連結事業年度の連結中間申告書で法第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その連結中間申告書。次項において同じ。）」を削り、同条第二項を削る。

第百五十五条の十九第二項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第三項第一号中「又は第五項」を「又は第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第二号中「第五十八条第四項」を「第五十八条第五項」に改め、同条第八項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第十項中「、第三項及び第八項」を「及び第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「確定申告書」とあるのは、「連結確定申告書」と読み替えるものとする。

第百五十五条の二十第一項第二号中「七年」を「九年」に改め、同条第五項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第七項中「同条第六項から第八項まで」を「同条第六項及び第七項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第百十三条第四項において準用する同条第二項及び同条第六項中「確定申告書」とあるのは、「連結確定申告書」と読み替えるものとする。

第百五十五条の二十第八項中「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改め、同条第九項第一号イ中「第百十六条の三第一号」を「第百十六条の三」に、「掲げる金額」を「規定する合計額」に改める。

第百五十五条の二十一第二項第二号中「七年」を「九年」に、「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改める。